

もだま通信

No. 21 2011. 10. 1 発行

特定非営利活動法人
成年後見センターもだま
守山市洲本町 55 番地
螢の里職員宿舎 202 号室
TEL・FAX 077(585)5839
E メール modama.npo@triton.ocn.ne.jp



来年度以降の中期計画を策定し、関係機関に要望！

当法人も今年で4年目を迎えました。今後の法人の運営に関して、人員計画や業務計画を含めて、法人全体の中期計画を策定すべく、検討を行ないました。この中期計画にもとづいて、湖南地域の4市（草津市、守山市、野洲市、栗東市）に対して7月から8月にかけて説明をさせていただき、平成24年度以降についても更なる協力とバックアップをお願いしました。また当法人の運営を安定化させるために、湖南4市との契約方法や契約内容についても、見直しをお願いしました。

その結果を受けて9月17日、臨時の理事会を開き、今後の対応につき協議を行ないました。



法人後見の累計受任数が
30人を超えた

平成20年に、もだまが活動を開始してから今年で4年目を迎えました。その間、年々法人後見の受任

数が増加し、ついに平

成

23年9月末時点で累計で

34名の方々の法人後見を受任させて頂くようになりました。（うち3名の方は、ご逝去されました）今後23年度中に、さらに7名の方々の法人後見を受任し、累計で41名の方々に達する予定です。

年度	受任件数	累計
平成20年	5	5
平成21年	8	13
平成22年	11	24
平成23年	*10	*34

*は23年9月末時点です

障害者にかかる法改正や新しい法律の整備が進められています。

障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の成立、障害者総合福祉法の骨格案の提示、障害者差別禁止法の新法検討など相次いで法律の整備が行なわれています。これは、日本国内の障害者関係の法整備が遅れており、障害者権利条約という国際法に批准できない状況を解消しようと、障害者制度推進会議が中心になって推し進めてきたものです。

障害者基本法では、障害者の問題は、個人や家族の問題でなく社会の問題として捉える点が大きな改正のポイントです。また障害者の定義や障害を取り巻く社会的障壁（事物、制度、慣行、観念）の除去を目指すことが謳われました。

障害者虐待防止法では、擁護者、福祉施設従事者、使用者からの虐待防止に対する防止策が織り込まれていますが、学校、保育所、病院での虐待については、今回の枠組みから外れることとなりました。また市町村に、障害者虐待防止センター、都道府県に、障害者権利擁護センターが設置され、虐待防止に努めることとなりました。

障害者総合福祉法では、全体の骨格案が提示されました。まだ検討段階ではありますが、自立支援法に代わる重要な法律となります。改善される点も多いのですが、施設入所支援の廃止など重度の知的障害者にとっては、厳しい内容となっており、今後の見直しや改善が強く望まれます。

被後見人の選挙権喪失は 権利侵害！

これまで、もだまに寄せられる相談や質問に、「成年後見を利用したら選挙権がなくなるのですか?」といった相談がよくあります。確かに公職選挙法第11条第1項では、「選挙権及び被選挙権を有しない者に、成年被後見人」と規定されており、後見人が選任された方は選挙権が無くなります。（保佐人や補助人が選任された方は選挙権は失いません）

現在の成年後見制度は、10年前に禁治産者制度が改正され、自己決定やノーマライゼーションの理念を尊重された制度であり、被後見人の権利制限はより慎重であるべきです。成年後見制度による選挙権喪失は、参政権を保障した憲法に反するとして、国を相手に訴訟が提起されています。全日本手をつなぐ育成会でも、公職選挙法の規定削除を求める「もう一度選挙に行きたい！100万人の署名運動」を展開中です。障害者や高齢者の権利擁護活動を行っている当法人としましても、会員の皆様や関係者の方々にご理解いただき、共にこの活動を応援したいと思っています。

ヒヤリング調査

～守山市～

現在の障害福祉計画が、平成23年度で終了するため、次期計画の策定にあたり、当法人にも障害福祉プランに基づく守山市からヒヤリングがありました。障害者福祉に関して、後見制度や権利擁護の面から課題や今後の方向性について、もだまとしての意見を出させていただきました。

～大津家裁～

9月1日に大津家庭裁判所から2名の担当官が、もだまの事務所に来所され、後見を受任できる法人としての適正さについて、ヒヤリングが行なわれました。毎年、裁判所と当法人との意見交換なども行なわれ、今回は特に申し立ての手続きや後見報酬などに関して、当法人からもお願いを申し上げました。

場所 守山市や栗東市に近い草津市内

もだまの事務所を探しています

広さ 約50m²（間取り：事務所、会議室、応接室、給湯設備、トイレ）

※駐車場のスペースとして、7~8台（近くの有料駐車場でも可）

お心当たりのある方はご連絡下さい（連絡先 Tel 077-585-5839）



事務担当職員の交代

この度、諸事情により退職することとなりました林恭子です。もだまのスタッフの一員としてお仕事させていただき、学ぶことが多く大変勉強になりました。ありがとうございました。今後のもだまの更なる成長をお祈りします。

9月より、もだまの事務を担当させていただく事になりました森田雅子です。新しい出会いを大切に、これから少しずつですが、自分自身も磨けていけばと思っています。どうぞ宜しくお願ひ致します。

★★★★★ 会員募集しています ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

成年後見センターもだまの活動に賛同・支援いただける方を募集しています。

正会員年会費 個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

賛助会員年会費 個人1口 2,000円
団体1口 5,000円

★★